



令和8年度予算編成に向けて

定例記者会見

令和7年10月22日

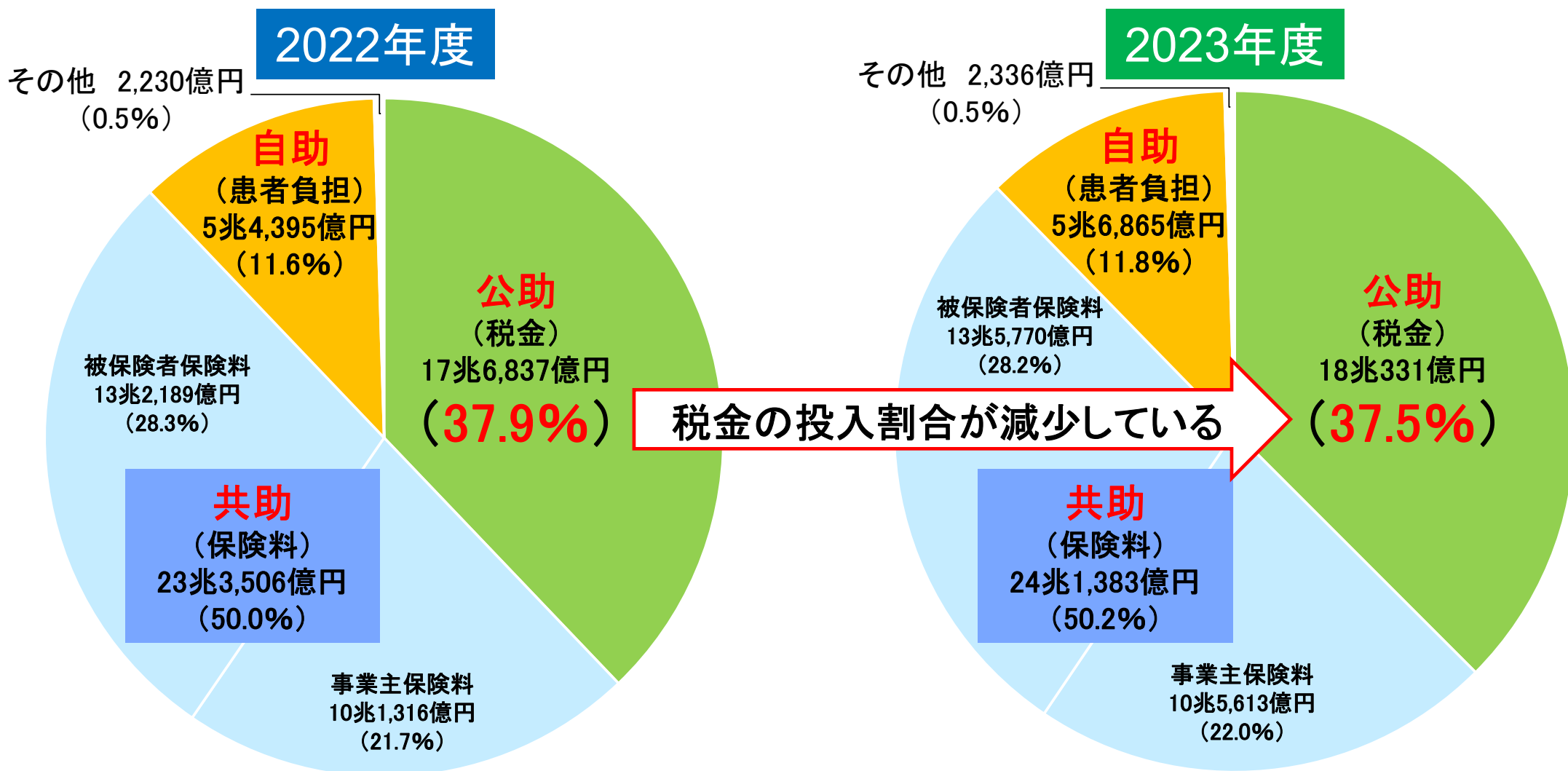
公益社団法人 日本医師会

次期診療報酬改定で必要な対応

次期診療報酬改定においては、下記の項目についての対応がしっかりと行われなければなりません。

- 賃金上昇
- 物価高騰
- 医療の高度化
- 高齢化
- 過年度の対応不足分

国民医療費の財源構成(2022年度・2023年度比較)



* 厚生労働省「令和5(2023)年度 国民医療費の概況」表3 財源別国民医療費(令和7年10月10日)
 厚生労働省「令和4(2022)年度 国民医療費の概況」表3 財源別国民医療費(令和6年10月11日)を基に作成

財源としての消費税増収分の活用

令和4年度

令和7年度

増収計 14.3兆円

16.3兆円

2兆円増

＜消費税増収分の内訳＞（公費ベース）

基礎年金国庫負担合2分の1 （平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）	3.5兆円	3.5兆円	±0
社会保障の充実 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・高等教育の無償化 ・子ども・子育て支援新制度の着実な実施 ・医療・介護サービスの提供体制改革 ・医療・介護保険制度の改革 ・難病・小児慢性特定疾病への対応 ・年金生活者支援給付金の支給 等	4.01兆円	4.1兆円	0.09兆円増
消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.63兆円	0.63兆円	±0
後代への負担のつけ回しの軽減 ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	5.8兆円	7.5兆円	1.7兆円増

増収分は「後代への負担のつけ回しの軽減」として、社会保障の充実に使われておらず、国民は消費税による社会保障の恩恵を実感できていない。経済成長の果実である消費税収増を社会保障に活用すべきである。

控除対象外消費税に対応しなければいけないのに、対応できていない

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

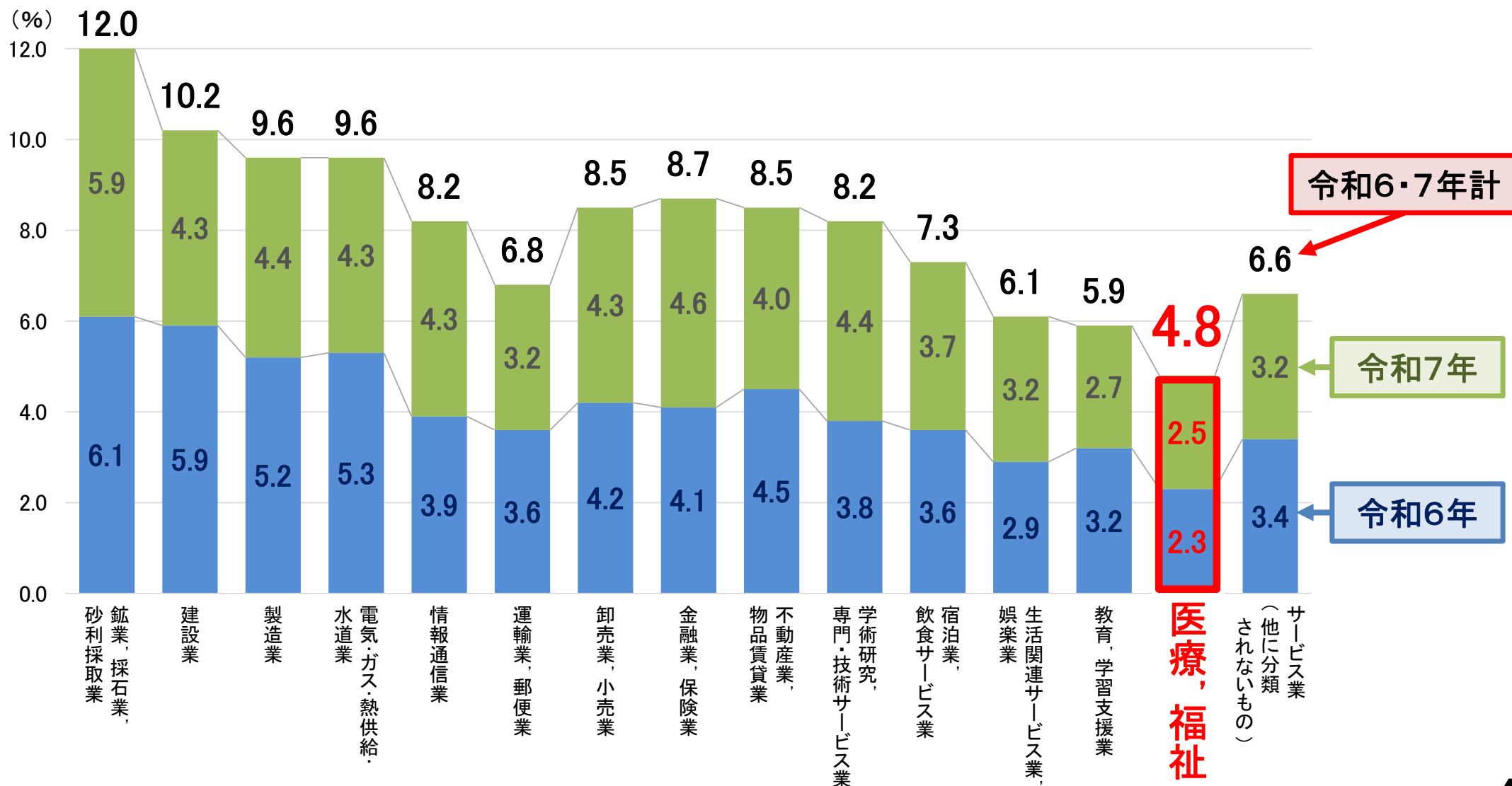
（注2）総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

（注3）「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和7年度予算約2,000億円）の活用を図ることとしている。

（出所）内閣官房「令和4年度の社会保障の充実・安定化等について」（令和3年12月24日）1頁<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/shiryo_r031224.pdf>

厚生労働省「令和7年度厚生労働省予算案の概要」（令和7年3月31日成立）12頁<<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokanyosan/dl/01-01.pdf>>

「令和7年賃金引き上げ等の実態に関する調査」1人平均賃金の改定率



*厚生労働省「令和7年賃金引き上げ等の実態に関する調査の概況」（令和6年10月14日）「第2表 賃金改定区分・企業規模・産業・労働組合の有無別1人平均賃金の改定額及び改定率」を基に作成